

## 大規模な木造小屋組みの隔壁

平成12年春期部会

### 木造と木造以外の小屋組みの取扱いについて

木造と木造以外(鉄筋コンクリート造又は鉄骨造等)の小屋組みがある場合の隔壁の設置については、木造小屋組みの重大な損傷を考慮して、木造部分と木造以外の部分との境に隔壁を設けたときは、木造部分に隔壁を設置すればよいものとする。